

6 犯罪被害者支援について

司法ネットでは犯罪被害者に対する支援を行うということが検討されているようですが、賛成です。最近でこそ、犯罪被害者の支援の会などが活発な活動をされているようですが、それでもやはり被害者の支援が満足のいくものであるとは思いません。反対に犯罪を犯した者については、刑事訴訟法でも権利が決められているし、刑務所でも社会復帰のための職業訓練のようなこともされているようで十分保護されているのではないのでしょうか。犯罪の被害にあった人に対してはもっと社会的な支援をしていくべきだと思います。

ここ数年間で、犯罪被害者に対しても目が向けられるようになり、制度の変更がなされたものもあると思いますが、具体的にどのような制度になったのか分かりません。いざ自分が被害者や遺族になったとき、そういう被害者のための制度をうまく活用できるか不安です。法律にうとい被害者をうまく新しい制度に導くようなシステムができればよいと思います。

犯罪の被害者が裁判の場では、単なる証人に過ぎないということを知ったことがあるが、それが法律の不備であるのは言うまでもない。一方で、被害者の地位が低いことは、被害者の支援が不十分で、被害者自らが事件に関わっていくことが困難であることにも一因があるのではないかと思う。司法ネットが被害者の地位を向上し、被害者が積極的に行動できるようになるきっかけになればよいと思う。

犯罪被害者支援について

1 犯罪被害者支援について国に求められる施策

「司法ネット構想」における「犯罪被害者支援」のあり方は、犯罪被害者支援のために国に求められる施策のうち、司法ネットの運営主体が取り扱うのが適切なものは何かという観点から検討されるべきである。

「犯罪被害者支援のために国に求められる施策」については、

日弁連第46回人権擁護大会決議は、次の5点を指摘している。

- (1) 犯罪被害者について、個人の尊厳の保障・プライバシーの尊重を基本理念とし、情報提供を受け、被害回復と支援を求めること等を権利と位置づけ、かつ、国および地方公共団体が支援の責務を負うことを明記した犯罪被害者基本法を制定すること。
- (2) 生命・身体に対する被害を受けた犯罪被害者が、十分な経済的支援を受けられる制度を整備すること。
- (3) 多様な犯罪被害者支援活動を推進するための民間支援組織の重要性に鑑み、財政面を含めその活動を援助すること。
- (4) 殺人等の重大事件の犯罪被害者が、捜査機関・裁判所・メディアに対する対応等に関し、弁護士の支援を受け、その費用について公的援助を受けることを可能とする制度を創設すること。
- (5) 捜査機関が犯罪被害者の訴えを真摯に受けとめて適切に対応するよう、警察官・検察官に対する教育・研修を徹底するとともに、犯罪被害者に関する捜査機関の施策の改善のために立法等必要な措置をとること。

2 司法ネットの運営主体において担うべき業務について

司法ネットの運営主体が担う業務との関係では、まず、犯罪被害者が民事上の被害回復を求めようとするときには、一定の要件のもとで民事法律扶助による援助がなされることになる。

しかし、犯罪被害者支援は、民事上の損害賠償請求等既存の法的手段のみでは、十分とは言えない。例えば、次のような弁護士の活動についての援助が検討されるべきである。起訴前の活動としては、告訴、被害届の提出、事情聴取に対するアドバイスやその立ち会い、検察審査会に対する申立・意見陳述等、起訴後の活動としては、法廷付添、記録の謄写閲覧、証言、意見陳述の支援、刑事手続きにおける和解等、判

決後には、加害者の出所情報の確保、証拠品の還付請求等の活動がある。また、その他にも、犯罪被害者等給付金の申請、福祉関係についての行政に対する対応、マスコミ対応、示談等の対応等がある。

また、援助の基準については、民事法律扶助の資力要件より緩和することも検討されるべきである。

3 犯罪被害者支援弁護士の研修等

犯罪被害者は、捜査機関あるいは司法関係者による二次被害を受け、さらなる精神的被害を被る可能性が高い。そのため、上記のような活動を行う弁護士は、被害者が犯罪によってどのような精神的、心理的状态に陥るか、その際、そのような援助が必要か、逆に、どのような対応をしてはいけないか、十分に研修を積む必要がある。

したがって、司法ネットの運営主体による犯罪被害者支援においても、弁護士会等が実施する研修を終了した弁護士が担当する仕組みが必要である。

4 民間支援組織との連携

犯罪被害者に対する支援は、法的支援のみではなく、生活全般、経済、精神（心理）的及び医療等、広範囲な支援が必要であり、それらの支援活動が協調、連携してこそ、十分な支援が達成できる。長期かつ広範囲にわたる支援を行うためには、民間の支援組織が支援活動の中心に位置し、各被害者の望む支援を認識し、法律、医療等の専門的支援につなげるという支援システムを確立することが重要である。

司法ネットの運営主体は、民間支援組織との連絡等を密にし、犯罪被害者に対する法的支援を含めた支援の充実を図るべきである。

5 業務遂行上留意すべき事項について

司法ネットは公的弁護制度の運営主体としての役割も担うことが想定されていることから、一つの組織が刑事被疑者・被

告人に関する業務と、犯罪被害者支援に関する業務との両方を担うことになる。このため、一方の利用者からの不信や不安が生じることがないように必要な措置が工夫されるべきである。

例えば、同一の公設事務所、同一事件に関し、ある弁護士が被疑者・被告人を、また別の弁護士が犯罪被害者支援を行うことは利益相反行為として禁止されることは言うまでもないが、それ以外の場合でも、利用者からの信頼が得られない場合には、弁護士会と協議して、適切な対応を行う等の配慮が求められる。

犯罪被害者支援について

犯罪被害者、そしてその家族の気持ちを考え、心ある対応が尽くされるよう対応していただきたいです。

何もしていない善良な国民が不慮の被害に遭遇する、この事に対して加害者側からも損害金を出させて現在の政府からの保証金と合わせ支援すれば良い。(民事裁判の結論を待っていては遅い)

被害者は、精神的なショックなどを受けていると思うので、例えば、カウンセリングなどを行い、その結果や生活状況を考慮し、公的扶助などの経済的な援助を行えばいいと思います。

犯罪で、大黒柱や幼い子供を殺された家族は、一生悲しみ、くやしさを、淋しさを、背負っていくことになる。その上普通の人々と同じく、税金やローン(家、車、生活必需品)支払いも当然しななければならない。被害者の安心して生活できる保障を望む。

司法ネット構想の中で犯罪被害者支援のための措置がとられることは大いに結構ですが、被害者支援政策がそれで終わってしまっただけではいけないと思います。被害者が、犯罪の立証のための手段としてだけでなく、もっと裁判手続自体に主体的・積極的に関わられるような仕組みを構築してほしいと思います。

被害者や遺族に対しては、単に損害賠償という形での金銭的な補償だけではなく、精神的なケアが重要になると思います。それは、「司法」や「法律」の枠を超えるものであって、すべての「司

法」ネットの枠の中で対応しようというのは無理があると思います。むしろ、司法ネットなり運営主体は、ある意味で、分をわきまえ、精神的なケアについては、精神的なケアを専門とする団体などへ引き継げるようにすべきだと思います。

犯罪被害者支援については、公的刑事弁護業務を担う司法ネットで所掌することは再考すべきである。国が一定の関与をしつつ、NPOなども含めたネットワークづくりが別途必要と考える。

犯罪被害者支援について

運営主体が刑事被疑者・被告人に対する公的刑事弁護と利害が相反する犯罪被害者支援を行うことについて、その対応を慎重に検討する必要がある。